

## 子育て応援住宅取得補助制度 対象要件

	リノベ型		宅地購入型	建替え型
	取得後リノベ型	リノベ後取得型		
<b>対象世帯</b>	子育て世帯（中学生以下の子供がいる世帯）または若年夫婦世帯（売買契約締結日時点で夫、妻の年齢の合計が80歳以下の世帯）			
<b>対象要件</b>	中古住宅を取得し、住環境を改善するための一定の改修（リノベーション）工事を実施	住環境を改善するための一定の改修（リノベーション）工事を実施した中古住宅を取得	旧耐震基準※の戸建住宅を解体撤去後3年以内の宅地を取得	旧耐震基準※の戸建住宅を取得
	旧耐震基準※の住宅についてはリノベーション後、新耐震基準を満たすこと		上記の宅地に戸建住宅を新築すること	上記の住宅を解体し、戸建住宅を新築すること
	R3.10.1以降に改修工事契約を締結していること	R3.10.1以降に売買契約を締結していること	R3.4.1以降に土地売買契約を締結していること	R3.4.1以降に売買契約を締結していること
	改修工事契約日が所有権移転登記日から6か月以内であること	リノベーション工事後、取得前に誰も居住していないこと	解体工事前の住宅に申請者が居住していないこと	
	-	-	都心機能誘導地区に立地していないこと	
	-	-	宅地面積に建築基準法に規定する指定容積率を乗じた面積が100㎡以上であること	-

※1981（昭和56）年5月31日以前に着工した住宅